

京都会館条例の一部を改正する条例（令和4年3月30日京都市条例第41号）（文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課）

京都会館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、京都会館条例の一部を改正することとしました。

この条例は、令和5年4月1日から施行することとしました。

京都会館条例の一部を改正する条例を公布する。

令和4年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第41号

京都会館条例の一部を改正する条例

京都会館条例の一部を次のように改正する。

別表第2備考以外の部分中

「

円	円	円	円
226,280	410,660	519,610	1,005,710
172,850	315,330	398,090	771,040
110,000	198,000	250,380	487,140
83,800	154,000	190,660	374,000
24,090	30,380	36,660	82,020
18,640	23,250	27,970	62,960
4,600	6,390	7,330	16,550
4,600	6,390	7,330	16,550
1平方メートルにつき			260

を

」

「

円	円	円	円
271,540	492,800	623,540	1,206,860
181,500	331,100	418,000	809,600
132,000	237,600	300,460	584,570
87,990	161,700	200,200	392,700
26,500	33,420	40,330	90,230
19,580	24,420	29,370	66,110
5,060	7,030	8,070	18,210
5,060	7,030	8,070	18,210

に改める。

」

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都会館条例の規定による京都会館の利用に係る料金の承認の申請その他地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者に当該料金を收受させるために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (経過措置)

- 3 この条例の施行の日前の申請に係る京都会館の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課)